

# 日本外交史の「古さ」と「新しさ」

## －岡義武「国民的独立と国家理性」・再訪－

酒井哲哉\*

### Summary

The purpose of this essay is to propose agenda for Japanese diplomatic history revisiting the late Oka Yoshitake's classical article on Japanese diplomacy titled "National Independence and the Reason of State" (Kokuminteki Dokuritsu to Kokkarisei) which was published in 1961. Diplomatic history has been increasingly said to be a backwater of scholarly inquiry. According to the familiar indictment, diplomatic history has been dominated by short-sighted realism, mired in detail, and desperately in need of new directions. Does this indictment hold true in the study of Japanese diplomacy? In order to answer this question, this essay attempts to delineate how the motives of Oka's classical article have been interpreted, criticised and synthesized by the subsequent studies, and by doing so shed light on the "tradition" and the "innovation" in Japanese diplomatic history.

This essay is organized into three parts. The first section treats Asianism in Japanese foreign policy. Asianism has been conventionally understood to be opposed to Japanese entry into western countries (Datsua). Recent studies, however, cast doubts on the relevance of such a dichotomy as Asianism/Datsua as a framework of Japanese foreign policy. This section surveys the criticism to the conventional understanding of Asianism ranging from realist to cultural constructivist, and presents research agenda for the study of Asianism. The second section discusses the several aspects of internationalism in the 1920's. As his contemporary intellectuals including E.H.Carr, Oka did not think highly of internationalism in the 1920's. Since the mid-1960's, however, scholars have begun to pay more attentions to the positive aspects of internationalism in the 1920's. This section elucidates how and why the assessment of internationalism in the 1920's has been transformed from negative to positive, and suggests its implication to Japanese diplomatic history. The last section analyzes the critique of sovereignty during the inter-war years and its implication to the discourse on the international order. Special attentions are paid here to how political pluralism was interpreted and adapted to the social construction of the international order. Unlike the conventional view, it is suggested that political pluralism tended to be understood as "communitarianism" rather than "liberalism" during the inter-war years in Japan, and that this aspect had become distinguished in the 1930's. The conclusion refers to the tradition of "humanistic" social science in Japan and its meaning to the current study of Japanese diplomacy.

---

\* さかい てつや 東京大学大学院総合文化研究科助教授

## 1. はじめに

外交史研究の危機が取り沙汰されるようになってから既に久しい。社会的文脈を視野の外に置き対象を政策決定者に限定するエリートイズム、理論と没交渉のまま外交文書の細部を穿つ実証主義、そして何よりも主権国家の対外的実践に関心を絞り込むリアリズムの偏向。こうした視野の狭隘さが外交史学を、控えめにいえば保守的領域に、大胆にいえば「絶滅寸前の種」に陥らせた、と非難されてきたのである。近年欧米の外交史学界において、社会史や文化研究の成果をも取り込んだ外交史学の領域拡大がしきりに主張されているのも、このような伝統的外交史学の在り方への批判を背景にしている。<sup>(1)</sup> これほど批判的な論者ではなくとも、外交史学は内政と外交の峻別を前提にした現実主義的国際政治論の系譜に連なるものであるというのが、まずは通常の外交史像ではないだろうか。

翻って日本外交史研究の現状を瞥見したとき、このような批判はどこまで妥当性を持つか。この問いに答えることは意外に難しい。それは日本外交史研究の「伝統」とは何かという根本的問題にかかわるからである。国際関係論研究者が日本外交史の業績に接すると、暗黙裡に想定していた外交史像との落差に驚くことがある。日本外交史研究には外交史の古典的分野とされる業績、例えば両国の外交文書を丹念に渉猟した二国間の外交交渉史は実は予想外に数が少ない。<sup>(2)</sup> 研究の蓄積が厚いのは、大陸政策の形成過程のような政策決定にかかわる分野である。また政策決定といっても狭義の外交政策に限らず、大陸政策の展開と政党政治の形成、国際協調主義の挫折と国内民主制の崩壊といった、内政と外交の相互関係をマクロな構図から描きだすことがしばしば好まれる。<sup>(3)</sup> すなわち、伝統的外交史学が「政争は波打ち際で終わる」ことを前提にしたうえで外交指導の巧拙を第一義的関心にしてきたのに対して、日本外交史研究では内政と外交の不可分性がむしろ主張されてきたのである。「日本政治外交史」という翻訳困難な名称の分野が学界で定着しているのも、こ

うした日本外交史研究の特殊性を物語っているといえよう。さらにアジア主義研究のような分野までも外交史に含めるならば、外交史と思想史との間に明瞭な境界を設けることも困難になる。いささか曖昧な領域を抱え込んだ分野の総称として「日本外交史」が存在する、という現実から話を始めねばならないのである。

このことを念頭に置きつつ本稿では、日本外交史の古典的業績で扱われた主題がその後の研究でどのように展開されてきたかを振り返ることで、日本外交史の現状と課題を考える一つの視座を提示することにしたい。ここではまず1961年に発表された岡義武の論文「国民的独立と国家理性」<sup>(4)</sup>を取りあげ、これをその後の研究と対比させながら日本外交史における、いわば「伝統」と「革新」を照射する形をとることにする。岡は『国際政治史』『近代日本政治史Ⅰ』<sup>(5)</sup>などの著作で知られる、戦後日本における政治史・外交史研究の草分け的存在である。表題の視角から近代日本の対外論を分析した上述の論文は、岡の長年にわたる日本外交史研究の蓄積が凝縮された作品であり、「狭義の歴史研究をこえた政治学的考察」として高い評価を与えられている。<sup>(6)</sup> 古典的作品を史学史的な文脈に置くことで日本外交史に関する展望が幾許かでも得られれば、本稿の課題は達成されるであろう。

## 2. アジア主義・脱亜・ナショナリズム

「国民的独立と国家理性」は、「西力東漸」と民族的危機感、「脱亜」の時代、アジアへの回帰、の三章からなる。「西力東漸」の危機感から誕生した明治国家は民族的独立を達成するとともに、脱亜すなわち西欧帝国主義陣営への参画を実現するが、1930年代に入ると再びアジア主義的な主張を掲げて西欧列強に挑戦するに至る。こうした経緯が、各章ごとにそれぞれの時期の対外論を通して論述されている。章立てからもうかがえるように、この論文を貫く主題の一つは、近代日本の対外論における「アジア主義」と「脱亜」の対置構図である。そこでまず、この問題をめぐる議論を紹介したうえで、アジア主義／脱亜という構図が

持つ射程を論じてみよう。

1960年代初め頃までの多くの論者がそうであったように、民族自決ナショナリズムに対する岡の評価は頗る高い。それは何よりも岡の明治維新の位置づけに表れている。岡は幕末の尊皇攘夷運動を西力東漸に対する民族的危機感から生まれたものとしつつ、明治維新の性格を「民族革命」と規定している。<sup>67</sup> 明治期の対外論を貫いているのは民族の独立確保への強い関心であり、それは征韓論に典型的に示されるような、対外膨張による西欧列強との力の均衡の創設という主張を生んだ。だが明治初期においては、西力東漸の舞台である中国に対する一種の連帯感情が見られ、それは日清提携論として表出された。日清提携論を支える前提の一つは中国の国力に対する伝統的な高い評価であったが、明治維新による日本の近代化の進展と比べて清韓両国の近代化の遅れは否定し難いものとなる。ここから清韓両国の国内改造を促すことで西力東漸に対抗しようとする、清韓改造論が発生する。岡はその典型として福沢論吉の明治14年の『時事小言』を挙げている。しかしながら、朝鮮半島をめぐる日清両国の対抗関係は、やがて日清提携論と衝突せざるをえない。清国との関係で昂進するナショナリズムに支えられた大陸進出論が胎動してくる所以である。明治18年に『時事新報』に掲載された福沢の論説「脱亜論」は、清韓改造論から大陸進出論への移行を象徴している。かくて日清戦争を経て「脱亜」の時代が到来する。このように岡は、日清提携論→清韓改造論→大陸進出論という図式で明治期の対外論の変遷を把握し、民族の独立確保という関心が帝国主義的膨張へと転化していく経緯を説明したのである。

こうした理解に対して疑問を呈したのが、1977年に刊行された坂野潤治『明治・思想の実像』である。同書は脱亜とアジア連帯論という主張が同一人格において短期間のうちに頻繁に交代する事実に着目したうえで、アジア主義的言説の背景にある権力政治的判断を徹底的に読み解き、脱亜／アジア主義という構図の有効性を否定した。例えば、『時事小言』においてたとえ清韓改造論の表現が用いられたとしても、福沢が真に関心を持っているのは朝鮮内部の親日派勢力による政権獲得

であり、清国と朝鮮に対する福沢の態度は同一視できないこと、また有名な福沢の論説「脱亜論」は、甲申事変におけるクーデターの挫折による朝鮮親日派政権樹立の展望喪失を背景にしていること、を明快に論じたのである。<sup>68</sup> この観点からすれば、福沢の「脱亜論」はアジア諸国は頼むに足らずという激烈な表現とは裏腹に、その内実は中国の実力に対する挫折感の表明であり、福沢の「負け惜しみ」の文句に研究者は振り回されてきたことになる。アジア主義とは「思想」ではなく単なる「表現」に過ぎず、その「実像」は論者の権力政治的な状況判断の分析を通して初めて理解できるのだ、というのが著者の主張とってよいだろう。

坂野の分析は対外論の背景にある権力政治的状况判断に関する限り、誠に的確である。本来国際政治における権力の布置状況に敏感な外交史研究者が坂野の提示する見取り図の魅力に引きつけられたことは、何ら不思議なことではない。こうして同書の主題は後進の外交史研究者によって、より実証的な対外政策の分析へと受け継がれていった。<sup>69</sup> そこにはイデオロギーをリアリズムで砕く「外交史の快樂」も、幾分かはあったかもしれない。そもそも外交政策の現実的選択肢としてアジア主義が成立するためには、連帯したアジアと西欧列強との間に極端な勢力の差がないこと必要であるが、そうした条件は少なくとも1930年代を待たねば実現しなかった。従って外交政策としてのアジア主義は、日中戦争期までは成立する余地はなかったといえよう。

それではこれまでアジア主義の名の下に理解されてきた領域は、研究対象として価値を失ってしまうのであろうか。おそらくそうではあるまい。この点については、坂野自身も無自覚ではなかったように思われる。坂野は『明治・思想の実像』の結論において、アジア主義／脱亜の図式の有効性を否定しつつも、それにも拘らず、誰も信じていない筈の「アジア連帯」や「脱亜」という「言葉」が明治初期から大正初年まで好んで使われ続けたのは何故か、という疑問を自らの分析に対して呈したのである。<sup>70</sup> この指摘は重要である。「言葉」は社会的文脈のなかに位置しているもの

であり、ある「言葉」が反復されて使用されることは、それによって構成される言説空間が存在することを意味する。ここで坂野が触れているのは、「アジア連帯」と「脱亜」という「言葉」が相互互換的に使用されながら、対外的領域におけるナショナル・アイデンティティが表明されるような言説空間である。坂野はアジア主義／脱亜の二項対立図式を権力政治的分析から批判したのであるが、こうした分析のあとで最後に自らが提起した問題に答えるためには、それにとどまらず、アジア主義と脱亜がコインの表裏をなすようなアイデンティティの言説的構成がどのように歴史的に形成されたかを、踏み込んで考察せねばならなかったのである。

この問題を考えるためには、ひとまず現実政治を離れて、福沢の文明論の構成を振り返ってみる必要がある。この点については、『文明論之概略』の周到な読みによって福沢の文明概念の複雑さを描きだした、松沢弘陽の研究<sup>(11)</sup>が示唆的である。福沢は西欧文明論の使徒であり、「脱亜入欧」は『文明論之概略』の延長線上にあるという通念に対して、松沢は「事実はその反対の面を含むのではないか」と反論する。<sup>(12)</sup> よく知られているように、西欧文明論は、欧米文明を頂点として全世界を貫く文明概念を措定したうえで、世界にわたる諸文明を、一方では文明進歩の諸段階という歴史的観点から、他方では地理的に分布する諸類型の比較という観点から統一的に把握する、「進歩＝比較文明論」という性格を有していた。<sup>(13)</sup> 福沢も一応はこうした文明概念を受け入れているが、その際福沢は、西欧文明論の受容がナショナル・アイデンティティの危機をもたらすことに極めて敏感であった。福沢は西欧文明論が内包する決定論的なアジア停滞論に反発するとともに、西欧における文明進歩の行程を唯一のモデルとしてこれへの同化を説く森有礼等洋学派知識人の態度に警鐘を鳴らした。森等は西欧文明への崇拜的態度ゆえに、日本における民衆の進歩の段階と改革の見通しについて悲観的態度を取り、福沢と対立していたのである。

『文明論之概略』が構想されたのは、このような背景においてであった。福沢は、文明史の視点

を取りつつも地理的決定論の色彩がより薄いギゾーの著作に依りながら、バククルのアジア的停滞論を相対化したうえで、西欧文明論の単系的発展論をより多系的なそれへと修正しようとした。福沢は日本における「権力偏重」の事実を認めつつも、その原因を自然的条件に解消するのではなく、それをもたらした歴史的条件を闡明にすることで変革の可能性を示したのである。こうした試みには、日本の文明化の先行条件を徳川封建社会のなかに探り、日本の文明発展の独自の行程を示すことも含まれていた。すなわち、福沢は西欧文明論のオリエンタリズムに敏感であったがゆえに西欧文明論への同化に警戒的であり、日本が国民国家として「独立」するために国産の文明論を「始造」せねばならなかった、と松沢は結論づけるのである。<sup>(14)</sup> この意味で福沢の関心は、むしろ西欧的社会理論をくぐったうえで「欧化」に批判的になった陸羯南・三宅雪嶺等「国民論派」の知識人に近かったとされる。<sup>(15)</sup>

ここで福沢と陸・三宅との関心の同型性が指摘されているのは興味深い。陸は「国民主義」の名の下に「国民的独立」と「国民的統一」の課題を達成することを主張したが、その際陸においてネーションとは何よりも文化的統一として意識されていた。<sup>(16)</sup> 近代日本における国際関係論の古典でもある陸の「国際論」<sup>(17)</sup> は、国家を主体とした意図的な侵略である「狼吞」(absorption)と私人を主体とし意図せずして他国民の統合を解体する「蚕食」(elimination)を区別したうえで、とりわけ言語・学術・宗教等の文化的浸透による「心理的蚕食」の危険性を訴えた書だったのである。このような文化防衛論的関心は、彼らの文明概念にも波及した。「国民論派」の知識人には、「世界の文明」という概念を西欧文明の世界化ではなく、それぞれに独自の個性を有する諸文化の有機的統一として捉える視点があつた。そこには、西欧中心の単系的発展論への同化を超える多系的発展論に結びつく可能性があつた、とされる。<sup>(18)</sup> だとすれば次に問われるべきことは、このような多系的発展論への潜在的指向性が、彼らあるいは彼ら以後のアジア論の構成にどのように織り込まれたか、ということであろう。この点について

の松沢の見解は、必ずしも明らかではない。福沢においては西欧文明論からの自立性を確保するために日本の文明発展の独自性が主張されるが、他方その朝鮮・中国論では、朝鮮・中国は日本の文明化と同一の行程をたどるという日本の立場からの単系的発展論が展開されている。松沢はこうした福沢の文明論の二重性を、日本の近代化の進展とともに多系的発展論に対する福沢の関心が後退したためと捉え、どちらかといえば両者を時系列的に異なる段階のものとして把握しているように思われる。<sup>(19)</sup> だが、西欧諸国に対する日本の独自性の主張と、アジア諸国に対する日本の近代化を模範とする文明化の論理は、しばしば共時的に存在するものだったのではあるまいか。そこにおいてこそ、脱亜とアジア主義が共振する心性があったのではなかろうか。

構成主義的な文化研究の立場からこの問題に切り込んだのが、ステファン・タナカの近著である。

<sup>(20)</sup> タナカは明治啓蒙期の文明史のアポリアが、西欧中心主義的な進歩概念の中にどのように非西欧圏に属する日本を位置づけるかという問題であったことを確認したうえで、このようなアポリアを解決したものとして、明治20年代以降の「東洋」概念の構築の重要性を指摘した。このことにより、西欧諸国に対する「西洋」と「東洋」の「差異における対等性」<sup>(21)</sup> の主張が可能になるとともに、「東洋」内部、すなわち近隣のアジア諸国に対しては、文化的アイデンティティを保持しつつ近代化に成功した日本文明の優越性が説かれることになった。西欧諸国に対する文化相対主義とアジア諸国に対する文明化の論理を両立させる言説的構成が、こうして明治中期に誕生したのである。明治20年代に台頭してきた「国民論派」がネーションを文化的統一体として捉える視点を強調した点は既に指摘したが、このように洗練された文化ディスクールでネーションを定義できるようになるのは国民国家形成がある程度進んだ段階においてである。その意味で、福沢が自覚しつつも十分に言葉にできなかった領域が、ようやく幕末維新期から一世代経て安定的な表現を与えられたといえるようか。

タナカの著作は、これまでのアジア主義／脱亜

の二項対立図式に代えて、両者が共振するような言説空間の構造を問題にした点で啓発的である。そもそも1930年代を別にすれば、日本の対外論において端的にアジア主義が公式的に主張されることは意外に少なく、「東西文明調和論」を「国民的使命感」とともに説くという形がむしろ一般的であった、と思われる。<sup>(22)</sup> とすれば例えば、明治中期以降の「東西文明調和論」の展開を追いながら、ナショナル・アイデンティティの構築、文明概念と文化概念の相互関係、多系的発展論の帝國的言説への組み替え、といった一連の問題を丹念に分析する課題がここからは生まれるであろう。だが残念なことにタナカの分析は、その著書の冒頭で提示した魅力的な展望から少しはずれたところで自己完結している印象をうける。タナカは本論の大半を日本における東洋史学の開祖であった白鳥庫吉の言説の分析にあてているが、それはサイドのオリエンタリズム論と同型の構造が日本の東洋学にも見いだされるという、いわゆる「日本型オリエンタリズム論」<sup>(23)</sup> の検証に終始している。しかしながら、本来タナカの見解の獨創性はこうしたやや平板な脱亜＝文明化という理解ではなく、西欧－日本－アジアの三者関係にともなうアイデンティティの揺らぎが「東洋」概念の構築によって調整される認識論的機制の発見にあったのではあるまいか。<sup>(24)</sup> この機制の分析こそが、今後の研究課題といわねばならない。

このようにアジア主義／脱亜という問題群は、一旦はリアリズム的分析によってその有効性が疑われつつも、対外論を文化ディスクールから分析する視角により再度その重要性に光が当てられるようになった。このことを踏まえたうえで、最後に、岡義武自身がそのなかにあった1950年代におけるこの問題の位相を瞥見し、本章の結びとしよう。アジア主義／脱亜といえば今日殆どの人が、福沢の論説「脱亜論」を想起するであろう。だが、福沢の「脱亜論」が著名になったのは実は比較的最近のことである。1950年代初頭に刊行された全8巻の『福沢論吉選集』には「脱亜論」は採録されておらず、この時点では特に重要な論説として見做されていなかったことが窺われる。<sup>(25)</sup> すなわち「脱亜論」は、サンフランシスコ講和後の知的

雰囲気なかで「発見」されたテキストだったのである。

いうまでもなくこの「発見」は、戦後日本のアイデンティティ形成にかかわっていた。戦前の帝国主義的遺産を断ち切るとともに、戦中期に萌芽的であった問題設定を戦後の文脈で活かすこと。これが1950年代のアジア主義研究の根底であった関心といってよい。ここから1930年代のような偽りのアジア主義ではない、真に対等な主権国家間の「アジア連帯」の思想を帝国主義成立前の歴史のなかに探し求めるという方向が生まれた。福沢の「脱亜論」は、その陰画として新たに発見されたのである。だが、その際暗黙の前提になっている1930年代の日中関係と日清戦争前のそれとは、そもそも条件が全く異なる。まず日清戦争前の中国は朝鮮半島の覇権を競う、日本のライバルであり「大国」であった。坂野のアジア主義研究批判がこうした中国要因の見直しに基づいていたことは既に述べたが、岡もまた大国としての中国像が日清戦争までの日本の対外認識に影を落としていたことを見逃してはいない。<sup>(26)</sup> また日清戦争前において日清提携論を貫くことは、何らかの形で主権国家の論理と異なる宗属関係の設定を中国の周辺領域において認めることである。それが「対等な主権国家間」の連帯の論理であるかどうかについては、議論の余地があるだろう。

しかしながら、このことは岡の古典的研究がもはや無価値になった、ということの意味するものではない。戦後ネーションの立ち上げの段階にあったこの時期の研究は、近代日本のアイデンティティ形成に伴う葛藤に総じて敏感である。その後の研究がある意味で伝統的外交史研究の型に回帰し、政策決定者の権力政治的判断を読み込むことや政策決定の微視的分析にとすれば終始しがちになったのに対して、むしろ岡の研究は通常的外交史研究者が対象としないような領域に視野が届いているからである。アジア主義/脱亜のように岡が鋭い直感によって触れていた問題領域を、岡とは異なった方法と視角から外交史の対象とすることは、依然残された課題であるといわねばならないであろう。

### 3. 大正デモクラシーと国際協調主義

岡の論文の第二章は、「脱亜」の時代、すなわち日清戦争後からパリ講和会議までの時期を扱っている。「脱亜」が名実ともに日本が欧米先進諸国と肩をならべることを意味するとすれば、戦前における「脱亜」の頂点は、日本が国際連盟の常任理事国として世界秩序の一角を担うことが認知された1920年代に置かれる筈である。こう考えて岡の論文を再読してみると、1920年代に割かれた紙幅の少なさにいささか驚くことになる。九節あるこの章のうち、第一次大戦後の展開を扱ったのはパリ講和会議を論じた最後の節だけであり、ワシントン体制下の日本外交についても次章の冒頭で、孫文の大アジア主義との対比で必要最小限の事実が述べられているに過ぎない。パリ講和会議の評価にしても、「戦後のヨーロッパの人心がパリ平和会議に限りない期待を寄せ、やがて推移と成果とをみて深い幻滅にとらえられたのに対して、わが国側は当初から一般的にはパリ平和会議をいわゆるナショナル・インテレストを実現する場とみて、冷かな現実主義的態度でこれに対し」<sup>(27)</sup>ことが力説される。吉野作造のようにパリ講和会議の時点から国際連盟の設立に積極的であった例もないわけではないが、これは全くの少数意見にすぎなかったとするのである。<sup>(28)</sup> 岡はなぜこのように、1920年代の日本外交に冷淡なのであるうか。

1920年代に対する低い評価は、実は岡に限らず1930年代から1950年代にかけての知識界において、洋の東西を問わず広範に共有されていたイメージであった。1939年に出版されたE. H. カークの『危機の二十年』<sup>(29)</sup>が典型的に示したように、それは19世紀の古典的自由主義が行き詰まりを迎えた時代において表見的安定を達成した時期に過ぎず、1920年代に提示された構想はいずれも問題の本質的解答にはならなかった、とされたのである。こうした1920年代に対する否定的評価は、ファシズムのような全体主義的解決が否定された第二次大戦後にも、基本的には持ち越されたといつてよい。1902年生まれの岡にとって戦間期は

まさに同時代史であり、こうした評価は岡自身の歴史的経験によって裏打ちされていたのである。

戦後の歴史研究において1920年代の政治に対する見直しがおきるのは、1960年代に入ってからである。これは体制選択という争点が事実上先進国においては消滅し、アメリカ主導の国際政治経済体制のもとでの繁栄と戦後民主制の安定が肯定的に評価されるようになり始めた時期と照応している。「生産性の政治」<sup>(30)</sup> という概念で戦後の政治経済体制を鋭く分析したことで知られるチャールズ・マイアの1920年代研究が開始されたのも、1960年代半ばである。<sup>(31)</sup> こうして1920年代史は、次第に現代的政治経済体制の起源を探る問題関心によって再解釈されるようになった。国際関係論の領域でいえば、相互依存やトランスナショナル・リレーションズに関わる争点や行為主体に次第に関心が移り始めたといっていよう。勿論その際でも、1920年代の国際協調主義が1930年代において最終的には挫折したことは無視されていないが、それをア・プリオリに定められた行程として描かず、いくつかの政策的選択の帰結として描きだすところに特徴がある。国際協調主義の捉え方も、軍縮・安全保障から貿易・金融、延いては文化交流に至るまで、幅広い分野にわたるものになっていることに注意すべきであろう。<sup>(32)</sup>

このような現代先進国間の国際協調体制を念頭に置いた1920年代史の再解釈は、岡の論文が発表された1961年以降の日本政治史・外交史研究にどのような影響を与えたのであろうか。その複雑さを知るためには、日本近代史研究における大正デモクラシー概念の位相を振り返ってみる必要がある。大正デモクラシーという用語は同時代的に存在したのではなく、戦後の造語である。その最も早い使用例としてとしては1954年に出版された信夫清三郎の著書<sup>(33)</sup>を挙げることができるが、恐らく学界で広範に使用されるようになったのは1960年代に入ってからと思われる。それ以前の日本近代史研究においては、明治期の自由民権運動は称揚されても、大正期の自由主義・民主主義が顧みられることは極めて少なかった。岡自身も大正デモクラシーという用語を使って歴史分

析をしたことは、決して多くはなかったように思われる。<sup>(34)</sup>1950年代末までは、先に述べたような否定的な1920年代像が、論者に共有されていたからである。

1960年代に入り大正デモクラシーという用語が頻繁に使われるようになった背景には、60年安保改定時の民主主義擁護運動に象徴されるような市民的政治意識の成長があった。大正デモクラシー研究が、このような背景のもとに、戦後民主主義の萌芽を戦前期に探るという問題関心から開始されたことは疑いを得ない。このことから逆に、大正デモクラシー概念は戦後民主主義の理念を恣意的に過去に投影したものであり、同時代的文脈を無視した史料解釈を行なっているという批判がなされることがある。<sup>(35)</sup> こうした指摘は、大正デモクラシー概念が戦後の構築物であるという点においては間違いではないが、その際大正デモクラシー概念をとる論者においても（あるいは同一論者の内部においてすら）、そこで想定されている「戦後」像にかなりの幅があることを見落とすならば、今度は逆に批判者の想定する「戦後」像を一方向的に踏み絵とするようなバランスを欠いた議論に陥る可能性があるだろう。

このことを考えるためには、そもそも大正デモクラシー概念には、普選運動・労働運動等に焦点をあてる運動概念としての大正デモクラシーと、政党政治・立憲主義・協調外交等に焦点をあてる体制概念としての大正デモクラシーがあり、この両者のあいだには緊張関係があることに留意する必要がある。<sup>(36)</sup> 前者の観点に立てば、大正デモクラシーは普通選挙法を治安維持法と抱き合わせて成立させた護憲三派内閣の時点で終結することになるが<sup>(37)</sup>、政党政治の展開を中心とする後者の観点に立てば、むしろ護憲三派内閣以降の政党内閣による政権交替システムの確立こそが、大正デモクラシーの帰結となる。<sup>(38)</sup> こうした問題は時期区分に限らない。体制概念としての大正デモクラシー概念をとる論者の場合、そこにおける大正デモクラシー体制は、先に述べたような現代先進国間の国際協調体制を念頭に置いた1920年代史の再解釈と密接な関連のもとに捉えられているように思われる。例えば、こうした観点を代表する三谷太

一郎の研究においては、政党政治の安定はその国際環境をなすワシントン体制の安定と密接不可分であり、そのようなワシントン体制の安定を支えた条件として、国際金融資本による協調体制のなかに1920年代の日本が緊密に組み込まれていたことが、日英米の銀行家の軌跡を通して詳細に位置づけられている。<sup>(39)</sup> 資本の国際移動にともなう相互依存の拡大が国際協調をもたらすという論理は、国際関係論におけるリベラリズムの知的系譜としては馴染み深いものであろう。だが、「国際金融資本の活動こそが民主主義の前提条件をなす」という議論を、マルクス主義者は勿論のこと、いわゆる戦後啓蒙と呼ばれる論者が1950年代において堂々と展開してきたかはかなり疑わしい。そこには、国際政治経済に対する態度はもとより、戦後日本あるいは日本の「近代」に対する理解について断層が存在するのである。

1960年代に入り、戦後に高等教育を受けた世代によって大正デモクラシー研究が開始された際に、彼らがそれに先行する世代から予想外の反発を受けたことはこの点と密接に関連している。一口でいえば、大正デモクラシー研究は「保守」の議論である、として敬遠されたのである。戦前期の日本に戦後の民主化の先行条件があったという議論は、ライシャワーの「近代化論」を補完するものとして批判された。<sup>(40)</sup> 大正デモクラシー研究自体、60年安保後の民主主義擁護運動の余韻と高度経済成長の実感とが微妙に交錯する場であった、といえようか。戦後のある時期までの日本政治史・外交史研究者は、マルクス主義との緊張関係のなかで自立的な研究領域を確保することを課題としてきたのであるが、その際彼らの努力は二つの方向に向けられていた。その一つは、一枚岩の「支配層」の存在を設定するマルクス主義史学に対して、明治憲法体制の割拠的・分立的構造を指摘しつつ官僚・政党・軍部といった様々な行為主体の多次元の競合関係を対置させることであり、もう一つは、日本における近代化の特殊性を強調する講座派の見解に対して、いくつかの側面において逸脱があるとしても、日本の歴史的経験は基本的には欧米諸国のそれと対比可能なものとして扱えることを示す点である。<sup>(41)</sup> こうして見れば、当事者同士

によっては必ずしも意識されていないものの、1970年代以降の日本政治外交史研究の隆盛とは、実は同時代の政治学における現代日本政治研究の動向と裏表の関係にあったのではないか、という感を禁じ得ない。ライト・ミルズに代表されるようなパワー・エリート論に多元主義的なエリート・モデルを対置しつつ、自民党政治を先進国政治の典型の一つとして位置づけ、市民社会派的な規範的関心に基づく日本政治の後進性を強調する議論を締め出していく指向性<sup>(42)</sup>は、まさに1970年代以降の日本政治外交史研究で生じたことと同型の構造を持っている。前章でも触れたように、ある時期からの日本外交史研究が、対外論とアイデンティティの解釈学的分析から、政策決定に関する実証主義的研究に傾斜していったのも、この観点からすれば当然の流れであった、といえるだろう。

このように1920年代の日本外交史研究は、相互依存論やトランスナショナル・リレーションズ論をも取込ながら多彩な成果を生み出していった。1980年代初めまでの研究に限っても、帝国主義秩序が自明性を失った1920年代における国際秩序の模索過程を分析した入江昭の研究を皮切りに<sup>(43)</sup>、ワシントン体制を国際協調システムとして捉えその安定化要因を緻密に分析した細谷千博<sup>(44)</sup>、中国の投資を対象とする新四国借款団の形成と展開を通して国際政治経済的側面からワシントン体制の機能を分析する視角を拓いた三谷太一郎<sup>(45)</sup>など、重要な研究がすぐ思い浮かぶ。これらは力点の置き方について違いはあるものの、1920年代に対する相対的に高い評価を共有している。本稿は、日本外交史研究は通常の意味での外交史研究と少し異なった発展をしてきたのではないかという前提に立って議論を進めているが、戦前期の日本において欧米先進諸国と同様の政治を持つことが最も可能であった1920年代に関する研究については、比較的その「特殊性」は薄いといってよいのかもしれない。

岡の1920年代に関する否定的理解は、こうして完膚なきまでに論駁されたような感を受ける。だが少なくとも一つの問題が、そこには残されている。それは1920年代の日本外交における国際連盟の位置づけをどう考えるか、という問題であ

る。国際連盟と日本外交の関わりを系統的に分析した研究は、実は近年に至るまで極めて少なかった。<sup>(46)</sup> 満州事変史において連盟脱退の経緯は一通り触れられることはあっても、国際連盟とは日本の対外認識と実践にどのような意味をもつものであったのか、という問いそのものが希薄であったという印象を受ける。そして興味深いことに、この主題を扱った数少ない近年の研究は、いずれも前述の日本の国際連盟観に関する岡の否定的評価を、むしろ支持するような結論を導いているのである。

国際連盟の設立が提起した問題が、主権国家体系のアーキー構成をどのように考えるかという問題に最終的には帰着するものであったことは、いうまでもないであろう。国際政治学における理想主義と現実主義の古典的対立構図が、国際連盟の評価をめぐる生じたことは研究史の常識に属する。<sup>(47)</sup> なかでも、第一次大戦前までは国際法の一般的原则として認められていた無差別戦争観に代る戦争違法化の流れをどのように考えるかという問題は、第一次大戦後における国際秩序の転換の評価にかかわる重要な争点であった。同時代の日本において、こうした戦争違法化の流れを最も肯定的に評価したのは、国際法学者横田喜三郎である。新カント派的な存在と当為の峻別に基いて主権概念を否定することで国家の相対化をはかり、国際法の国内法に対する優位を前提として法の認識的統一を説く純粋法学が、実践的には国際連盟体制の擁護に結びつく典型的事例を、横田の議論に見出すことができる。満州事変における横田の日本政府批判も、このような立場に根ざすものであった。<sup>(48)</sup>

だが満州事変時における横田の孤立に示されるように、横田の見解は当時決して多数派であったわけではない。特に日本外務省及び外務省に近い立場の国際法学者達の見解は、いずれも戦争違法化の流れには消極的であった。篠原初枝の研究によれば、日本外務省の実質的法律顧問といわれた国際法学者立作太郎は、国際連盟の設立そのものには賛成したものの、国際連盟は国際社会全体とは同一視できず、あくまで個別国家の集合体に過ぎないという態度を取っていた。立はさらに戦時

国際法の有効性を否定する第一次大戦後の国際法学界の動向にも批判的であった。<sup>(49)</sup> 日本の外務省はアメリカからの不戦条約の提議に対して、考慮の末結局いかなる留保も付せずこれに応じたが、この背景には、松平恒雄駐米大使がケロッグ國務長官から「日本ガ何レノ場合ニ於テモ自己ノ利益ヲ保護スルタメ必要ノ措置ヲ取ルコトハ何ラ差支無キ次第」という言質を得ていたことがあった。このことに加えて、国際法における自衛権概念の曖昧さ故に、不戦条約は将来における日本の対中政策の障害にはならないだろうと外務省は判断したのである。従って外務省は不戦条約の拘束性を強める方向には一貫して反対であり、この点については国際協調主義で知られる幣原外交も変わりはない、という。<sup>(50)</sup> 周知のように満州事変に際して、日本の外務省は、自衛権の行使という論理で現地軍の行動を対外的に正当化したのであるが<sup>(51)</sup>、右のような指摘を前提にすれば、あたかも外務省は、日中間の紛争が国際連盟に持ち込まれた場合に備えてあらかじめ作成された想定問答集にそって答弁を繰り返したかのような印象すら受ける。無論外務省にとっても外務省の立場を支持した立にとっても、紛争の規模と性格は想定したものとは大きく異なるものだったことであろうが。

このように国際協調主義の対象をワシントン体制から国際連盟に移してみると、1920年代の日本外交史像もより否定的なものにならざるを得なくなる。この点に関して、岡によりパリ講和会議の時点から肯定的な国際連盟観を抱いていた例外的な人物として位置づけがなされている吉野作造と岡自身の同時代像を対比するならば、そこには興味深い事実を見出すことができよう。欧州政治史の研究者として出発した岡が最初に書いた日本政治史の論文は、1935年に発表された「明治初期の自由民権論者の眼に映じたる当時の国際情勢」である。そこで岡は、明治の自由民権論者がほぼ例外なく国際関係の本質を弱肉強食の世界として捉え、万国公法に対して否定的な評価をくだしていたことを紹介しながら、「このような議論のなされたことは——その議論の正否は別として、——国際社会の現実についてかなりハッキリした認識がもたれていたことを証拠立てるもの」と位置づ

けていた。民権論者のなかには万国公法に対して「稀には」好意的態度を示すものもあったが、「これは、恐らくは、国際情勢に対する前時代の無理解が未だ全く完全に清算され尽くされてはいなかったことを物語るものと見るべきであろう。」と、岡は結論づけたのである。<sup>(62)</sup> 岡は吉野から東京帝国大学法学部の政治史講座を引き継いだのであるが、この部分は明らかに吉野の議論に対する批判である。吉野はその明治文化史研究の集大成とも呼ぶべき論文において、幕末における自然法的な万国公法観念の受容の分析を通して、日本における近代的政治意識の形成を位置づけようとしていたからである。<sup>(63)</sup> 両者の国際連盟体制に対する同時代的評価の相違をそこに読み込むことは、決して困難ではないだろう。<sup>(64)</sup>

かくして、1920年代の日本外交の現実主義的側面の指摘から始まって、相互依存論的立場からの修正主義的解釈がこれに続き、再度現実主義的理解への回帰がおきる、というように、本章の議論は一巡したように思われる。ここからわれわれは、1920年代の日本外交に関する相互依存論的解釈には限界があり、国家主権の絶対性に固執した第一次大戦前の帝国主義外交の連続性こそが強調されるべきである、という結論を導くべきなのであろうか。国際関係論研究者に馴染み深い、リアリズム／リベラリズムの二項対立的図式からすれば議論はそのような方向に進んでいるかのように見える。だが戦間期日本における主権論の位相は、実はこうした二項対立に収まりきれない、より複雑な側面を持っている。そして注目すべきことにその事実は、岡自身によっても気づかれているように思われるのである。次章では、このことの意味を検討してみたい。

#### 4. 協同体的社会構成と主権国家秩序

「アジアへの回帰」と題される「国民的独立と国家理性」の最終章は、1924年11月に神戸で行なわれた有名な孫文の大アジア主義演説から始まる。ヨーロッパの「覇道の文化」にアジアの「王道の文化」を対置させ、アジア連帯を呼び掛けた

この孫文の訴えにもかかわらず、満州事変以後の日本は再度膨張主義への傾斜を急速に深めていった。表題も示唆するように、1930年代の日本外交は一面では「アジアへの回帰」の時代であったが、それはアジアにおける日本の覇権的地位の確立を意味したに過ぎない。「そうであるとすれば、わが国が『脱亜』の道からアジアに立戻ったとしても、このアジアへの回帰は、アジアの擁護者としてではない。アジアの唯一の支配者をめざしての回帰であった。それは、実は『脱亜』の道程を辿った過去の意図を十全に貫こうと企てたものともみることができる。」<sup>(65)</sup> 岡の結論がこのように否定的評価に帰着するのは、満州事変以後の日本外交の展開を考えれば、半ば当然のことともいえよう。

しかしながら、岡のこの論文を再読したときに、改めて気づくのは、岡の1930年代のアジア主義に対する評価がむしろ両義的なものであるという事実である。岡は日中戦争期の東亜新秩序論に比較的多くの紙数を割いてその内容を検討しているが、東亜連盟論や東亜協同体論に対する岡の評価は意外に高い。岡は東亜連盟の思想を、東亜連盟協会の理論的指導者とも評された宮崎正義の著作を中心に分析しているが、そこでは「東亜連盟の発想が満州在住の漢民族への配慮に起源をもつ点、連盟を加盟国の平等を基礎とした連合と一応規定されている点、連盟の思想的基礎を王道……に置いている点」<sup>(66)</sup> に、注意が喚起されている。また東亜協同体論については、「比較的現状肯定的に傾いたものから、批判と抵抗との意図をその立論に潜めたものまである程度陰影の差が認められる」ことが指摘されたうえで、後者の代表的な一例として、三木清の場合が挙げられている。そして、東亜連盟あるいは東亜協同体の名で唱えられた新秩序構想が、「いずれもある程度フェデラリズムに立つもの」であり、それゆえ右翼勢力と抗争関係にあったことが示されるのである。<sup>(67)</sup> ここではまず、岡の東亜連盟論や東亜協同体論に対する相対的に高い評価が、新秩序の構成員の対等性やフェデラリズム的構成という基準に照らし合わせたうえで判断であることに、注意を促しておきたい。岡はなぜ、こうした判断基準で思考しているのだろうか。

このことを考えるためには、まず当時の典型的な国際秩序論の内容を頭に入れておく必要がある。日中戦争期の国際秩序論に共通するのは、契約説的社会構成に対する強い批判である。そこでは、抽象的自然権の保持者としての個人を想定し、社会を原子論的個人の契約によって導出する近代市民社会論は、自由放任経済の破綻に象徴されるように行き詰まりを迎え、それに代る有機的社会構成の必然性がまず確認される。そのうえで国際秩序論においても、近代主権国家による原子論的社会構成と機械的民族自決主義が世界秩序の無政府的状态を現出させたことが強く批判される。かくして近代主権国家による契約説的構成の限界を超えた協同体的原理に基づく国際秩序の樹立が説かれたのである。広域秩序原理が「近代の超克」として要請された所以である。<sup>(58)</sup>

こうした議論が日本の覇権的地位の正当化のためになされたことは、余りにも明らかである。だが、そうした時事的文脈を一旦離れて、純粋に社会構成と国際秩序の原理的問題として東亜協同体論を見たとき、それが社会構成から近代主権国家秩序を捉える典型的な発想の一つであることにも注意が払われる必要があるように思われる。国際関係論におけるコンストラクティヴィズムの旗手であるN. オヌフは、近著『国際関係思想における共和主義の遺産』において、北米圏における現代社会理論の動向を念頭に置きながら、共和主義とリベラリズムの対置構図の国際秩序論における有効性を論じている。オヌフは、社会構成におけるリベラリズムと共和主義との違いを、前者が個人や国家という自己関心的(self-regarding)な独立的主体をまず想定したうえで、社会を道具主義的に導出するのに対して、後者が社会的結合関係を独立的主体に先行するものとする点に求める。国際関係論において通常リベラリズムに対置されるリアリズムは、自己関心的な主体の無制約性を強調する点で、実はリベラリズム以上に強力なリベラリズムである。オヌフはこのように、国際関係論におけるリアリズム／リベラリズムという周知の二項対立図式を相対化したうえで、新たに、共和主義／リベラリズムという対置構図の国際秩序論における有効性を強調するのである。主権の

制約を説いた従来「理想主義」と呼ばれた主張の多くはむしろリベラリズムの前提に反対しているのであり、共和主義という用語を使うのがより正確である、とオヌフは指摘している。<sup>(59)</sup> かくして、オヌフは従来殆ど無視されていた共和主義的な国際秩序論の系譜を辿ることで、近代・主権・リベラリズムの相互関係の再検討を促している。

ここはオヌフの主張の当否を検討する場ではないが、本稿の関心から興味をひくのは、東亜協同体論が、社会構成の論理としては、リベラリズム／リアリズムというよりは、寧ろオヌフのいう共和主義の特徴を共有している点である。<sup>(60)</sup> だとすれば、東亜協同体論を単に日中戦争期の時局的文脈のなかに解消するのではなく、近代日本における社会構成と主権概念の関連についての系譜学的考察のなかに位置づけなおす試みが必要であろう。そもそも戦間期の主権概念批判には、大別すると二つの流れがある。<sup>(61)</sup> その一つは、これまで国家主権の専管事項とされていた領域を何らかの形でより上位の国際機構に吸収していこうとする「普遍主義」的方向である。前章で触れた主権概念を否定し国際法上位構成を取った場合の純粹法学は、こうした系譜に属するものとしてよいだろう。もう一つの方法は、国家を教会・都市・職能団体という社会集団と並列的に扱うことで、国家主権の絶対性を剥奪していこうとする「多元主義」的方向である。多元的国家論における連合主権論がこのような典型的事例であることはいうまでもない。大正期の日本においてこのような主権概念批判は、何よりも「社会の発見」と呼ばれるような、国家主権に回収されない社会領域の自律性の主張と結びついたように思われる。自らはカトリシズム自然法の立場を取っていた法学者田中耕太郎は1932年に出版された『世界法の理論』第1巻において、「近時の法律思想」を、歴史法学・社会法学・自由法学・新自然法学等が「相互の主義傾向間に大なる間隔あるにしても、国家的法律観に対し共同戦線を張ってゐるもの」として描きだしているが<sup>(62)</sup>、このように国家主権概念の相対化は、明治国家の絶対性が否定された大正期の思想界における社会概念の析出と裏表の現象にあるものとして、理解されていたのである。

だとすれば問題は、こうした社会概念の析出が大正期以降の日本の国際秩序論にどのような影響を与えたのか、ということに絞られてくる。大正期の社会概念の析出状況に関してまず最初に参照すべきものは飯田泰三の研究<sup>(63)</sup>である。飯田はT. グリーンからH. ラスキにいたるまでのイギリス政治思想の展開と対比しつつ、吉野作造における「社会の発見」の意義を論じている。多元的国家論と大正期日本の政治思想を重ねあわせる飯田の啓発的な視角は、飯田は直接の研究対象としてはいないが、政治学者蠟山政道の国際秩序論を分析する際にも示唆的である。1920年代の蠟山はイギリスにおける多元的国家論の展開を視野に置きながら、機能主義的な国際政治論を展開していたからである。多元的国家論は第二次大戦後のアメリカ政治学においては政治過程における利益集団論として継承・発展され、政治学における多元主義理論が形成された。国際関係論においては、必ずしも明示的に論じられているわけではないが、このような多元主義的な国内政治像を前提にしたうえで、主として機能主義的統合論やレジーム論へその発想が織り込まれているように思われる。従って、国際関係論における多元主義はリベラリズムの議論としてリアリズムに対置されるのが、まずは通常理解であろう。<sup>(64)</sup> 冷戦後の国際関係論におけるガヴァナンス論への関心の高まりを反映して、これまで等閑視されてきた第二次大戦前の国際行政論が近年再び積極的に取り上げられるようになってきているが<sup>(65)</sup>、1928年に出版された蠟山の『国際政治と国際行政』はこのような関心に基づく先駆的業績として高く評価することができる。蠟山は後に東亜協同体論の理論的指導者の一人になるが、1920年代における蠟山の国際政治論は、同時代の日本における他の論者と比べても、リベラリズムの系譜を最も強く引くものであった、とあってよいだろう。<sup>(66)</sup>

しかしながら、大正期における社会概念の析出はこのような意味でのリベラリズムに一元化されるものではない。社会主義者は勿論、通常「リベラル」と呼ばれている人物においてもそれはあてはまる。そのような典型的事例としては、植民政策学者矢内原忠雄の議論を取り上げることができ

る。1926年に出版された矢内原の『植民及植民政策』の終章は、これまで「リベラリスト」矢内原の苦悩を示したものとして位置づけが与えられてきたように思われる。「植民政策の理想」と題されたこの章で、矢内原は植民政策を従属主義・同化主義・自主主義と類型化したうえで、自主主義的植民政策の理想の実現可能性を論じた。そして矢内原は、自由主義も社会主義もこの理想を完全に実現するものではないことを論じたうえで、「自主主義植民政策の実現に対する確実な保障は科学的にも歴史的にも与へられない。……たゞ一事は確かである。即ち人類は之に対する希望を有することを。虐げらるゝものの解放、沈めるものの向上、而して自主独立なるもの平和的結合、人類は昔し望み今望み将来も之を望むであらう。」<sup>(67)</sup>と結論づけた。冷戦期にこれを読んだ研究者の大半は、ここに東西陣営の合間で人間の解放を模索するリベラリストの苦衷を読み込んだことであろう。

だが今日この章を再読して見るといささか印象は異なる。表題に示されるように矢内原はここで、自らが抱く国際関係の理想について語ったのではないかと思われるのである。矢内原の自主主義の議論をまず見てみよう。「自主主義の政策は、各社会群が独立の集団人格 (Group Personality) を有することを認め、各々がその歴史的条件下に能ふ限りの発展完成を遂げ、しかして相互間の協同提携によりて人類社会の世界的結合を完くするを以てその理想となす。自主主義は必ずしも各社会群の平均化を意味せず、又個性を忘却するものにあらず、たゞ独立の社会群相互間に於て闘争の状態に代ふるに互助的關係を生ずるを理想とするのである。……社会は結合によりて存続し維持せらる。自主独立は結合する為めの自主独立でなければならない。……何となれば恰も個人が社会内にありて始めて生存し得るが如く、社会群も社会群社会にありて始めて生存し発展するを得るからである。」<sup>(68)</sup>これは、人格主義を社会内の多元的な集団に適用しつつ相互扶助的社会構成を説く、大正期に典型的な議論である。

矢内原はさらにこうした社会構成を国際関係に読み込んでいく。確かに矢内原は自由主義も社会

主義もこのような理想を実現するものではないことを論じているが、実はこの後には、国際連盟と英帝国についての検討が続くのである。しかも矢内原の英帝国に対する評価は、国際連盟に対するそれよりも高い。「英帝国は国際連盟内の国際連盟、国際連盟の結合更に鞏固なるものとして見らる。各ドミニオンは一の自主国民であって英本国は之れに対し植民地領有関係を有するものでない。……かくして植民地と本国とはもはや領有支配関係に基かず、さりとて孤立的関係にもあらず、自主的結合による一大共同体の組織を実現すること、英帝国の示せる傾向に赴くべきことは、近世経済の発展が一大経済地域の基礎を要求するによりて推察し得られる。かくの如き自主的結合は功利主義的立場よりいふも植民地本国連結の唯一合理的基礎たるのみならず、又集団的人格の尊貴を尊重する社会正義の要求する処である。」<sup>(69)</sup> 英帝国に代表されるコモンウェルスの結合関係が、協同体的社会構成の理想に最も親和的な国際関係のモデルとして位置づけられていることが知られるであろう。「利己心と協同心」<sup>(70)</sup> という問題設定に示されるように、矢内原の国際秩序論が、オヌフの分類を借りれば、リベラリズムというよりは共和主義としての特徴を持っていることにより関心が注がれるべきである。なお一般に戦前期の日本外交思想史において、「リベラリズム」は「反軍国主義」と結びつけて解釈される傾向が強いように思われるが、「反軍国主義」であって「リベラリズム」ではない事例はたくさんあることに留意する必要がある。

このように大正期における社会概念の析出状況は従来考えられていたよりも遥かに複雑な性格を持っているが、このことは最も問題的な形で示したのは平野義太郎の事例である。戦前期における平野義太郎を論じたこれまでの研究は、講座派マルクス主義の理論的指導者であった平野が何故に戦中期は大アジア主義の信奉者に「転向」したのか、という視角からなされてきた。<sup>(71)</sup> だが、「転向前」と「転向後」を貫く平野の発想を理解するためには、これまであまり顧みられることのなかった1924年に出版された平野の処女作『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』<sup>(72)</sup> を振り返る必

要がある。シュペングラーの『西欧の没落』第2巻の引用から始まるこの本は、ギールケの『ドイツ団体法論』に依りながら、ドイツ民法におけるローマ思想とゲルマン思想の対立を、明治期の法実証主義と大正期の社会法学との対立に重ねあわせた著作である。周知のように、ドイツ私法学におけるゲルマニステンは、ローマ思想を、具体的な社会生活を離れた抽象的権利保持者としての個人を想定し、個人と国家の間に介在する団体結合の実在性を否定する原子論的契約構成を取るものとして排撃し、これに対してゲルマン法の団体主義的伝統を対置させたが、このようにゲルマニステンによって否定されたロマニステンの法思想の影響下に成立した明治期の法学は、硬直した国家的統一的成文法の至上主義と社会全体の安寧福祉を阻害する権利の絶対性の主張を生み出したと、平野は激しく非難したのである。社会法学的観点からの法実証主義批判を通して明治国家の否定とリベラリズム批判が同時に追求される視座を、そこにかがうことができよう。そしてこの視座には、シュペングラーとギールケという結びつきに象徴されるように、協同体的社会構成による契約説的社会構成の置換のなかに「近代の超克」を読み込んでいく指向性が内包されていたのである。

このことは近代日本における「多元主義」の位相を考えるうえでも重要である。ギールケの『ドイツ団体法論』はその3巻が1900年にメートランドの手により英訳され、イギリスの多元的国家論の形成に多大な影響を及ぼした。言うまでもなく、国家に対する中間団体の自律性を強調するギールケの議論が、国家主権の絶対性を否定する多元的国家論の視座に極めて適合的な側面を持っていたからである。<sup>(73)</sup> 先に述べたように、現代政治学においては「多元主義」を利益集団論の文脈に位置づけ直したうえで英米圏の自由民主主義と等置する傾向が強いため、「多元主義」を無条件に「リベラリズム」に結びつけることに疑問が呈されることは少ない。だが戦間期における「多元主義」の位相は、良きにつけ悪きにつけ、もっと複雑なものだったのでなかろうか。ギールケの主張自体、社会の自律性の主張と契約説的社会構成批判という性格を合わせ持つ点で、それがリ

ベラリズムに対して持つ含意はすぐれて両義的である。日本の場合、多元的国家論が提起したような問題は、協同体的社会構成に引きつけて理解される傾向が恐らく強かったのではないか。その意味では、むしろアナキズム的な大正社会主義の視点から、「多元主義」を読み直す発想が必要ではないかと思われる。<sup>(74)</sup>

社会概念の構成による国家主権の相対化。これが多元的国家論の提起した問題の一つである。主権論の文脈では、これは主権の唯一・不可分性を主張したボダン・ホブズ主権論ではなく、社会における各種団体の連合に主権を基礎づけたアルトツジウス主権論の系譜に連なる。<sup>(75)</sup> 国際秩序論における「多元主義」の意義は、こうした類型の主権論を国際社会の構成のなかにどのように読み込むかということに関わる。多元的国家論の主唱者たちがしばしば国際連盟の熱心な支持者であったことに示されるように、国家を経由しない社会集団のトランス・ナショナルな交流を国際機構のなかに読み込めば、それは典型的な「国際主義」の主張になり得る。<sup>(76)</sup> イギリスの多元的国家論者のなかで、一人の人間が同時に、国際連盟論者であり、欧州統合論者であり、コモンウェルスの円卓会議論者であるような事例は、恐らく少なくともなかっただろう。だが戦間期日本の場合、このような主権論は単純には「国際主義」の主張と結びつかない点に特徴がある。平野義太郎に典型的に示されたように、それはむしろしばしば「アジア主義」に結びついたのである。勿論、1920年代の蠟山の機能主義的国際政治論や矢内原の英帝国論に見られるような例はないわけではないが、前章で指摘したように、1920年代の日本外交においてはワシントン体制は評価されても、国際連盟はアジア・太平洋の地域秩序と必ずしも有機的関連を持つものとは受けとめられてはおらず、また矢内原の構想したような大日本帝国のコモンウェルスの再編も画餅に帰したことは否定できない。従ってワシントン体制の崩壊と国際連盟脱退の後には、このような社会概念の構成による国家主権の相対化という発想は、通常の意味での「国際主義」とは異なる方向に動員されたのである。その方向とはアジア主義的な「地域主義」の論理に他ならな

い。<sup>(77)</sup>

平野義太郎の大アジア主義が、アジア社会に内在する協同体原理を高く評価し、こうした基底の共同体から地域秩序を構想する論理構成を取るものであったことはよく知られている。<sup>(78)</sup> しかしながら、こうした近代の社会構成を超克する協同体原理を民族共同体の歴史のなかに求めていくという発想自体が、歴史法学の流れをくむギールケの強い影響の下にあった初期の平野の思惟様式に伏在していたことは、しばしば見過ごされているように思われる。平野が大アジア主義の論理を全面展開し始める直前に、いわば跳躍台として出版したヴント『民族心理より見たる政治社会』の翻訳<sup>(79)</sup>も、もとをたただせば処女作における平野の関心のなかにあったものである。<sup>(80)</sup> しかも、近世以来主権国家からなる地域秩序の伝統をもっていた「ヨーロッパ秩序」に対して、「帝国」秩序の残存していた東アジアにおいては地域に内在した主権国家の形成が未形成であり、主権概念批判は本来「帝国」的言説に回収されやすい構造があった。<sup>(81)</sup>

東アジアの広範な領域を占める中国が、日清戦争前は「帝国」として、辛亥革命のある段階以後は「国家」ではない「社会」として表象される存在であったことは、主権国家からなる「国際」秩序のイメージの本質的な不安定さを、近代日本の対外認識にもたらしたように思われる。「国家」ではない「社会」という広範囲にわたる地理的空間を表象することは、裏を返せば、社会構成の原理がそのまま地域秩序の構成原理へと転化する認識論的機制を生む。<sup>(82)</sup> 中国の基層をなす村落社会構造の解明という、主権国家秩序の論理からすれば、「地域研究」の対象とはなりえても「国際関係論研究」の対象とはおよそ無関係に思われる領域が、国家主権を迂回して「国際共同体」の構成原理に直結してしまうところに、実は東アジアの国際関係の複雑さがあったことを知らねばならない。近年のアジア主義研究にはアジア主義のなかに「国民国家を超える」指向性を読み込んでいくとする傾向があるが<sup>(83)</sup>、国際関係論の観点からいえば、なぜ戦前期の日本においてはトランス・ナショナルな指向性が、通常のリベラリズム的な「国際主義」ではなく共和主義的な「アジア主義」

に傾斜していくのか、その認識論的機制を分析することが、今後の課題になるべきだろう。

さて、このように戦間期日本における主権論の位相を確認した上で、再び本章の冒頭で提起した疑問、すなわち岡はなぜ東亜連盟論や東亜協同体論におけるフェデラリズム的契機を探り出そうとしたのか、という問題に立ち返ることにしよう。フェデラリズムは様々な秩序像と結びつき得るが、社会における各種団体の連合に主権を基礎づける多元主義的な発想からすれば、水平的な団体間の連合像を国家間結合に読み込むことを許すフェデラリズムは、望ましい国際秩序として捉えられることが比較的多いように思われる。アジア主義のなかにこうした類型の主権論が屈折した形で流れこんでいたことを考えると、東亜連盟論が限られた意味においては、あるがフェデラリズム的構成を取ろうとしたことは不思議ではない。だがこのような事例は、日中戦争以後の日本に澎湃として現れた「地域主義」においては、少数派に過ぎなかった。岡義武の同僚であった政治学者矢部貞治が述べたように、「国家間の関係を、絶対主権国家の併立乃至連合か、否らざれば一体的な統一国家乃至連邦国家かの、何れか以外には認めないのは……二者択一の平面的固定的考へ方であって、かかる考へ方を以ては広域圏の本質を端的に把握するを得ぬ。」<sup>(84)</sup> というのが当時の典型的な議論だったのである。岡が東亜連盟における加盟国の脱退の自由に注意を払っている<sup>(85)</sup>のも、当時の広域秩序論においては、広域圏の有機的一体性を強調することで広域圏の構成員が離脱する可能性を事実上封ずる議論が存在したからである。<sup>(86)</sup>

このことは広域秩序の正統的解釈と密接に関連している。広域秩序原理は、広域・主導国・圏外国家の不干渉という三要素から構成されているが、その際中心とされるのは主導国概念であって広域概念ではない。すなわち、その「地域主義」的外観にも拘らず、広域秩序原理においては、主導国の自存・自衛の論理が地域秩序に優先する論理構成が取られていたのである。こうした広域秩序原理は、太平洋戦争期に入り圏内諸国の独立争点が浮上するにつれ動揺をきたしはじめる。この点についての詳細は別稿に譲るが、こうした状況のも

とで「大東亜国際法学」内部で論争が起き、近代国際法の根本原理である国家平等原則の再評価が生まれていったのである。<sup>(87)</sup> この論争の背景には大東亜会議をめぐる位置づけについての政府内政治があり、普遍的理念を掲げた地域憲章を掲げ形式的にはその理念に日本外交も拘束されるとした外務省と、自存・自衛の論理を掲げ主導国原理に固執した海軍・大東亜省との対立があった。外務省は太平洋戦争が始まると地域的平和機構の創設を主張し、こうした機構創設のイニシアティブを取ることで、戦時外交の主導権を軍部から奪還しようとしていたのである。<sup>(88)</sup> そもそも「大東亜国際法学」なるものが、このような地域的平和機構創設のために予想される諸問題を解決するために外務省の梃子入れで始められた重点領域研究としての性格を濃厚にもっていたことを忘れてはならない。<sup>(89)</sup> 有名な大東亜国際法叢書にしても、本来の計画では、横田喜三郎などごく一部の研究者を除いた当時の殆ど全ての国際法学者を網羅した12巻構成をとっており、地域的平和機構創設のために予測される理論的・実務的問題を考察する青写真となるべきものであった。<sup>(90)</sup> 戦後の国際機構論には、明示されてはいないものの、戦中期における論争の痕跡が随所にみられる筈である。

このことを念頭において岡の議論を再読すれば、「国民的独立と国家理性」の最終章の叙述が、同時代の広域秩序をめぐる論争を踏まえて執筆されたことはいまや明らかなことのように思われる。戦時外交に関する波多野澄雄の画期的な研究が詳細に明らかにしたように、地域的平和機構における形式的な国家平等を認め、その意味ではいくぶんかはフェデラリズムに近い構成を取ろうとしたのが、戦中期の重光外交の基本的な構想であった。<sup>(91)</sup> そこに来るべき国際秩序の姿を読み込もうとしたのが、当時の知識人の一つの典型的な発想であったといえよう。一面においては、醒めた眼差しで国際政治を凝視しつつづけてきた岡が、太平洋戦争下の日本外交をどのように見つめていたのか、そのことを具体的に知る手がかりは極めて少ない。だが、岡の日本近代史研究が「民族革命説」を基礎に組み立てられ、またそのアジア主義理解が、今日から見れば資質も専攻も大きく異なる中国文

学者竹内好のそれと同型の構造を持っているように思われることは、あらためてわれわれに、ネーションの自意識の学としての外交史の運命に思いを馳せさせるのである。

## 5. おわりに

以上、1961年に刊行された岡義武の論文「国民的国家と国家理性」をその後の研究と対比させながら、日本外交史の現状を瞥見してきた。その表題が端的に示すように、岡の論文は、対外論を素材にしつつ近代日本における「主権」と「ネーション」に関する一種の精神史を描きだそうとしたもの、といえるだろう。それを貫く関心が、人民主権に支えられたナショナリズムと市民社会論的関心を重ねあわせる、主権論をめぐる戦後の典型的な発想と呼応したものであることも、もはや明らかである。一面では権力政治について醒めた洞察を示した岡も、この点では今日「革新ナショナリズム」とよばれる問題関心を共有していたといえよう。マルクス主義全盛の当時の歴史学界において、政治史・外交史研究に専心する岡は「保守的」歴史家という評価を一般には受けていたが、現時点で振り返ってみれば、むしろ同時代の知的雰囲気の中にも岡の日本外交史研究も置かれていたことのほうが印象に残る。岡にとっては外交史は、何よりもまずネーションの自意識の学だったのであろう。その意味で当時とは違った文脈で、岡の日本外交史理解にある「古さ」を問題にすることは極めて容易である。そもそも岡の論文に散見される「わが国」という表現自体、現在の多くの読者には、何らかの違和感なしには読めないものであろう。

岡の論文が発表された後の日本外交史研究は、それぞれの分野で大きな成果をあげてきた。それに伴い岡の論文も、様々な形で後続の研究者によって乗り越えられていったといえよう。本稿で挙げた例をとれば、権力政治的分析は岡のアジア主義理解を歴史の「実像」に触れていないものと批判したし、相互依存論的分析は岡の大正デモクラシー期の国際協調主義理解の幅の狭さを修正したことになる。それらの研究が日本外交史についての理

解を彫りの深いものにしたことの意義は、十分に認めねばならない。だがそのことを認めただうえて、岡の古典的論文で扱われた主題は未だ完全には解答を与えられてはいないことを指摘するのは、あながち不当ではないだろう。本論で述べたように、政策としてのアジア主義の実在性を否定することは、アジア主義／脱亜、という言葉で語られるアイデンティティ構築の重要性を消去するものではなかった。また相互依存論的分析も、戦間期における主権論の位相の複雑さを把握するには十分な視点を提供しなかった。それは現代政治学や国際関係論においてしばしば所与の前提とされている「多元主義」が、その問題構成の出発点に遡ってみればいかに複雑な側面を持っていたかを想起すれば明らかである。権力政治的分析も相互依存論的分析もそれぞれに日本外交史研究に新しい領域を切り開いたが、それと同時に残された領域の存在も次第に意識されてきたというのが、取り敢えずの現状であろうか。

翻って考えてみれば、岡が主題とした「主権」も「ネーション」も、いずれも国際関係論の最も基本的な概念である。だがそうであるが故に、これらが正面から国際関係論研究の主題とされることは実は意外に少なかった。冷戦後の国際関係論における様々な実証主義批判が、こうした基本概念の歴史的・社会的構成それ自体を問い直すことを研究課題に掲げたことは記憶に新しい。<sup>(92)</sup> 解釈学から脱構築に到るまで、このような試みは多岐にわたりその立場も決して一枚岩的なものではないが、そこに共通するのは、脱構築派に属するある論者の言葉を借りれば、「政治理論としての国際関係論」<sup>(93)</sup> への指向性である。冷戦後における秩序への問いが、それらの雑多な動向に底流として存在しているといえよう。典型的な20世紀の構築物である国際関係論の生成点にあたる第一次大戦後の主権論の位相が今日あらためて振り返られねばならないのは、このことと密接に関連している。冷戦期の国際政治学では、奇妙なことに、その知的起源であった戦間期の主権論を顧みることが稀であったように思えるからである。<sup>(94)</sup>

自らは実証主義的歴史家を任じた岡は、歴史と理論を混同することには終始否定的であった。だ

が、岡の日本外交史研究の到達点にあったこの論文が、「狭義の歴史研究をこえた政治学的考察」たりえているとすれば、それは岡がそのなかに身を置いていた日本における人文主義的社会科学の知的雰囲気をも岡の論文が反映していたからであろう。そうした日本外交史の反省的・批判的伝統に、筆者は敢えて日本外交史の「新しさ」を読みたいのである。もとより歴史学の課題は、異なる世代

の経験・記憶・希望が幾重にも折り重なった層を歴史家が自らの想像力を頼りに読み解いていくことにある。「古さ」のなかに「新しさ」を見、「新しさ」のなかに「古さ」を見ること。こうした迂回路を通してもし幾許かの展望が得られたとすれば、本稿の課題はそれで充分達成されたといえよう。

## 注

- (1) こうした傾向の概観としては、例えば、Emily S. Rosenberg, "Walking the Boundaries" in Michael J. Hogan and Thomas J. Paterson eds., *Explaining the History of American Foreign Relations* (Cambridge: Cambridge University Press, 1991).
- (2) ただし戦前期においては、このような古典的な外交史研究のほうがむしろ主流であったように思われる
- (3) 北岡伸一『日本陸軍と大陸政策』（東京大学出版会、1978年）、小林道彦『日本の大陸政策 1895-1914』（南窓社、1996年）、拙著『大正デモクラシー体制の崩壊』（東京大学出版会、1992年）など。
- (4) 『国際政治史』（岩波全書、1955年）、『近代日本政治史 I』（創文社、1962年）。それぞれ『岡義武著作集』第7巻、第1巻（岩波書店、1993年、1992年）に所収。なお内政と外交の相互連関という視点は、岡自身においても明確な自覚が持たれていた。（前掲『岡義武著作集』第7巻・解説を参照）
- (5) 『近代日本思想史講座』第8巻（筑摩書房、1961年）。『岡義武著作集』第6巻（岩波書店、1993年）に所収。
- (6) 『丸山眞男集』第15巻（岩波書店、1996年）、122頁。
- (7) 前掲『岡義武著作集』第6巻、242頁。
- (8) 坂野潤治『明治・思想の実像』（創文社、1977年）、第1章第1節。
- (9) 例えば、日清戦争に関する大澤博明の研究や、日露戦後の大陸政策に関する北岡伸一の研究が挙げられる。大澤博明「天津条約体制の形成と崩壊」(1)(2)（『社会科学研究』第43巻・第3号、第4号、1991年）、北岡前掲書。
- (10) 坂野前掲書、179頁。
- (11) 松沢弘陽『近代日本の形成と西洋経験』（岩波書店、1993年）、V章「文明論における『始造』と『独立』」。
- (12) 同書、406頁。
- (13) 同書、310頁。
- (14) 同書、406-407頁。
- (15) 同書、380-381頁。
- (16) なお陸羯南の対外論については、朴羊信「陸羯南の政治認識と対外論——公益と経済的膨張」（『北大法学論集』第49巻第1号、2号、第5号、第50巻第1号。1998年、1999年）が、最も包括的な分析を行なっている。
- (17) 『陸羯南全集』第1巻（みすず書房、1968年）、145-181頁。同書の国際関係論における意義については、渡邊昭夫「近代日本における対外関係の諸特徴」（中村隆英・伊藤隆編『近代日本研究入門』、東京大学出版会、1977年）。
- (18) 松沢前掲書、375頁。
- (19) 同書、381頁。
- (20) Stefan Tanaka, *Japan's Orient: Rendering Pasts into History* (University of California Press, 1993).
- (21) Ibid., p.47.
- (22) この点については、丸山眞男『「文明論之概略」を読む』上巻（岩波新書、1986年）、16頁に指摘がある。国民的使命感については、松本三之介「国民的使命感の歴史的遺産」、野村浩一「国民的使命感の諸類型とその特質」（前掲『近代日本思想史講座』第8巻、所収）。
- (23) 「日本型オリエンタリズム論」の代表的業績としては、姜尚中『オリエンタリズムの彼方へ』（岩波書店、1996年）。なお同書第4章は、タナカの議論に全面的に依拠している。

- (24) こうした三者関係の視点からの「日本型オリエンタリズム論」への批判としては、小熊英二『〈日本人〉の境界』（新曜社、1998年）、7-9頁。なお同書に対する著者による書評（『相関社会科学』第9号、2000年）も参照。
- (25) 『橋川文三著作集』第7巻（筑摩書房、1986年）、3-4頁。
- (26) 「日清戦争にいたる期間においては清国はわが国側にとって警戒すべき大国としてみられていた」ため、朝鮮の宗属問題をめぐる紛糾が絶えなかったことは勿論のこと（前掲『岡義武著作集』第6巻、254-255頁）、開戦当初の人心の緊張が清国の国力の高い評価に発していただけに、やがて現出した連続の戦勝が独特の昂揚感を生み出したこと、しかも、清国の実力に対する高い評価は講和会議をめぐっておこなわれた議論の根底にも見い出せること（同書、260-262頁）、が指摘されている。
- (27) 同書、289-290頁。
- (28) 同書、290-291頁。
- (29) E.H.Carr, *The Twenty Years' Crisis* (London: Macmillan, 1939).
- (30) Charles Maier, *In Search of Stability* (Cambridge: Cambridge University Press, 1987), Chap. 3.
- (31) その成果としては、Charles Maier, *Recasting Bourgeois Europe* (Princeton: Princeton University Press, 1975).
- (32) 例えば、1976年にハワイで行なわれた国際会議の成果である、細谷千博・斎藤真編『ワシントン体制と日米関係』（東京大学出版会、1978年）では、外交・軍事といった伝統的領域のほか、「金融・通商・技術」、「文化接触と文化受容」という独立の章が置かれている。
- (33) 信夫清三郎『大正デモクラシー史』第1巻（日本評論社、1954年）。
- (34) この点については、『岡義武著作集』第3巻（岩波書店、1992年）解説、309-311頁。
- (35) 例えば、伊藤隆・有馬学「書評・松尾尊允『大正デモクラシー』」、鹿野政直『大正デモクラシーの底流』、金原左門『大正期の政党と国民』、三谷太一郎『大正デモクラシー論』（『史学雑誌』第84巻第3号、1975年）
- (36) 前者の代表としては、松尾尊允、後者の代表としては、三谷太一郎の研究を挙げることができる。
- (37) 松尾尊允『大正デモクラシーの群像』（岩波書店、1990年）、18-22頁。
- (38) 三谷太一郎「政党内閣期の条件」（前掲『近代日本研究入門』所収）
- (39) 三谷太一郎『「転換期」の外交指導とその帰結』（同『日本政党政治の形成』、東京大学出版会、1967年、所収）、同「ウォール・ストリートと満蒙」（前掲『ワシントン体制と日米関係』、所収）、同「国際金融資本とアジアの戦争」（『年報近代日本研究2・近代日本と東アジア』、山川出版社、1980年）。
- (40) このような雰囲気伝えるものとして、石田雄の回想を参照。「座談会・一つの個人史」（『社会科学研究』第35巻第5号、1984年）、300-301頁。
- (41) 拙稿「1930年代の日本政治——方法論的考察」（『年報近代日本研究10・近代日本研究の検討と課題』、山川出版社、1989年）。
- (42) このような観点からの戦後日本の政治学史の検討として、大嶽秀夫『高度成長期の政治学』（東京大学出版会、1999年）。
- (43) 入江昭『極東新秩序の模索』（原書房、1968年）。
- (44) 細谷千博「ワシントン体制と日・米・英」（前掲『ワシントン体制と日米関係』、所収）
- (45) 註（39）に同じ
- (46) 早い時期の例外的研究として、海野芳郎『国際連盟と日本』（原書房、1972年）。
- (47) なお、戦間期国際関係思想史におけるこの問題の奥行を示すものとして、拙稿「戦後外交論における理想主義と現実主義」（『国際問題』第432号、1996年3月号）。
- (48) 三谷太一郎『大正デモクラシー論』〈旧版〉（東京大学出版会、1974年）、234-236頁。
- (49) 篠原初枝「日米の国際法観をめぐる相克」（『国際政治』第102号、1993年2月号）、116頁。
- (50) 同論文、232-234頁。
- (51) 前掲『大正デモクラシー論』〈旧版〉、232-234頁。
- (52) 前掲『岡義武著作集』第6巻、87-89頁。
- (53) 吉野作造「我が国近代史における政治意識の発生」（『吉野作造著作集』第7巻、岩波書店、1995年）。
- (54) なお、この点に関しては、前掲『岡義武著作集』第6巻・解説に明確な指摘がある（同書、310-311頁）。
- (55) 『岡義武著作集』第6巻、308頁。
- (56) 同書、300-301頁。

- (57) 同書、302-303頁。
- (58) この点については、拙稿「戦後思想と国際政治論の交錯」(『国際政治』117号、1998年)、124-125頁。
- (59) Nicholas Greenwood Onuf, *The Republican Legacy in International Thought* (Cambridge: Cambridge University Press, 1998), pp.3-6.
- (60) オヌフの指摘する、リアリズム／リベラリズムの同型的構造についても、契約説的構成批判のコロラリーとして、ホッブズの議論が絶対的個人主義を前提にしている点でリベラリズムの盾の半面をなすものであることが示され、両者に共通する「無政府」的傾向が批判されている。(矢部貞治『新秩序の研究』、弘文堂、1945年、60-62頁)
- (61) この点については、石川健治「国家・国民権と多元的社会」(樋口陽一編『講座憲法学2・主権と国際社会』、日本評論社、1994年)。
- (62) 田中耕太郎『世界法の理論』第1巻(岩波書店、1932年)、94頁。
- (63) 飯田泰三「吉野作造——”ナショナル・デモクラット”と社会の発見」(小松茂夫・田中浩編『日本国家思想史』下巻、青木書店、1980年)。
- (64) Richard Little, "The growing relevance of pluralism?" in Steve Smith, Ken Booth & Marysia Zalewski, *International Theory: Positivism & Beyond* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996).
- (65) 城山英明『国際行政の構造』(東京大学出版会、1997年)第1章第1・2節。Brian C. Schmidt, *The Political Discourse of Anarchy: A Disciplinary History of International Relations* (N.Y.: State University of New York Press, 1998), chap.6.
- (66) なお、蠟山政道の国際政治論については、拙稿「『東亜協同体論』から『近代化論』へ」(『年報政治学1998・日本外交におけるアジア主義』、岩波書店、1999年)。
- (67) 『矢内原忠雄全集』第1巻(岩波書店、1963年)、483頁。
- (68) 同書、470頁。
- (69) 同書、478、482-483。
- (70) 同書、480頁。
- (71) 秋定嘉和「社会科学者の戦時下のアジア論——平野義太郎を中心に」(古屋哲夫編『近代日本のアジア認識』(京都大学人文研究所、1994年)、盛田良治「平野義太郎の『転向』とアジア社会論の変容」(『レヴィジョン』第2輯、社会評論社、1999年)。
- (72) 平野義太郎『民法に於けるローマ思想とゲルマン思想』(有斐閣、1924年)。
- (73) Avigail Eisenberg, *Reconstructing Political Pluralism* (N.Y.: State University of New York Press, 1995), pp.65-71. なお、平野前掲書、105頁。
- (74) この点飯田前掲論文は、大正期日本における「多元主義」をややリベラリズムに引きつけて解釈しすぎるきらいがあるように思われる。飯田論文では過渡的なものとして扱われている大正期におけるギールケやデュギー受容(飯田前掲論文、20-21頁)は、より重視されてしかるべきではないかと考える。
- (75) 政治思想史におけるアルトゥジウス主権論の位置については、柴田寿子「J. アルトゥジウスの政治論における<共生>と<主権>」(『社会科学研究』<東大>、1994年)。また、ヨーロッパ共同体における補完性(Subsidiarity)原則の系譜のなかにアルトゥジウス主権論を位置づけた研究として、Ken Endo, "The Principle of Subsidiarity: From Johannes Althusius to Jacques Delors" (『北大法学論集』第44第6号、1994年)。なお、オヌフはアルトゥジウス主権論を「大陸共和主義」の文脈に位置づけている。(Onuf, *op. cit.*, p.49.)
- (76) Schmidt, *op. cit.*, p.171.
- (77) 1930年代の日本における地域主義の議論については、前掲『大正デモクラシー論』<旧版>、240-241頁、253-257頁。
- (78) 例えば、盛田前掲論文、102-106頁。
- (79) ヴィルヘルム・ヴント『民族的心理より見たる政治的社会』(日本評論社、1938年)。
- (80) 平野前掲書、98頁、100-101頁。
- (81) なお、小熊前掲書第7章は、陸羯南の愛読書であったルロワ・ボリュエから平野の発想の底流にあたギールケに到るまで、社会の自律性という主題が植民地主義的視点と共振関係を持つことを指摘しており、差異性を称揚する言説が階層的な協同体的社会構成に織り込まれるメカニズムを考える点で示唆的である。
- (82) なお「国家」ではない「社会」としての中国という議論は、中国の主権国家形成能力に懐疑的な、いわゆる

「中国非国家論」が代表的であるが、「社会」としての中国という表象が大正期以降微妙な意味変容を遂げていくことには、従来の研究は概して無関心であったように思われる。すなわち、大正期の社会概念の析出に伴い、国家主権と近代性の結合関係が所与のものではなくなることで、「社会」としての中国に近代国家の構成原理を超える要素を見いだそうとする指向性が生じてきたことに、従来の研究は十分な意味づけを与えていないように思われるのである。橋樑の例に示されるように、「社会」としての中国という表象は、いわばアナキズム的想像力を解放する装置になったのではないかと推測される。この点については、いずれ稿を改めて論じたい。

- (83) 山室信一「日本外交とアジア主義の交錯」(前掲『年報政治学 1998・日本外交におけるアジア主義』、所収)。
- (84) 矢部前掲書、266頁。
- (85) 前掲『岡義武著作集』第6巻、300頁。
- (86) 「大東亜共栄圏の法的理念」(土井章監修『昭和社会経済史料集成』第17巻、巖南堂書店、1982年)、42頁。
- (87) 前掲「戦後思想と国際政治論との交錯」、124-126頁。
- (88) 波多野澄雄『太平洋戦争とアジア外交』(東京大学出版会、1996年)、第7章。
- (89) 戦中期の国際法学会の動向については、竹中佳彦「国際法学者の戦後構想」(『国際政治』109号、1995年)。
- (90) 『国際法外交雑誌』第42巻第11号、1943年、107頁。
- (91) 波多野前掲書、169頁。
- (92) 例えば、Jens Bartelson, *A Genealogy of Sovereignty* (Cambridge: Cambridge University Press, 1995), Thomas J. Biersteker and Cynthia Weber eds., *State Sovereignty as Social Construct* (Cambridge: Cambridge University Press, 1996)。
- (93) R.B.J. Walker, *Inside/Outside: International Relations as Political Theory* (Cambridge: Cambridge University Press, 1993)。
- (94) 第二次大戦前のアメリカ国際政治学の動向を分析した、Schmidt, *op. cit.* は、本来国際関係におけるアナキー構成を論ずる際の中核に来るべき主権論の重要性を指摘し、19世紀末のドイツ国家学受容から始まるアメリカ国際政治学におけるこの問題の位相を丹念に追跡しており、参照に値する。国際政治学史における戦間期の主権論の意義については、前掲「戦後外交論における理想主義と現実主義」をも参照。